

協議第 1 号

中之条町・六合村合併協議会申合わせ事項について

中之条町・六合村合併協議会申合わせ事項について、別紙のとおり提出する。

平成21年8月27日 提出

中之条町・六合村合併協議会長 入内島道隆

中之条町・六合村合併協議会申合せ事項

合併協議会の会議の運営等に関し、次のとおり申し合わせるものとする。

1 合併協議会に提出する事項の分類方法について

(1) 報告するもの [意思決定を要しないもの]

報告事項

 → 承認 報告を受け、共通認識をもつ

- ・ 既に決定している事項で、合併協議会において共通認識を要するもの
(例：合併協議会規約等)
- ・ 調査研究の成果等を報告する事項
- ・ 合併協議会において、報告事項として取り扱うことと確認されたもの

【提出番号の表記：報告第〇〇号】

(2) 協議するもの [意思決定を要するもの]

議案

 → 決定

- ・ 法令、規約、規程等の定めにより、合併協議会において決定すべき事項
(例：合併協議会会議運営規程、歳入歳出予算等)
- ・ 合併協議会において決定する必要がある事項

【提出番号の表記：議案第〇〇号】

協議

 → 確認

- ・ 合併協議会規約第3条の規定により、合併協議会で協議し確認する事項

【提出番号の表記：協議第〇〇号】

提出番号は最終提出時まで通し番号とし、継続協議の場合は初回の提出番号に提出した回数を枝番として付するものとする。

【提出番号の表記：協議第〇〇号の〇】

2 資料提供の取扱い

協議資料は、全て閲覧資料とし、会議の傍聴者には会議次第のみ配布する。